

# justax

## No.26

### SEP'95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 『税理士の使命』の具体的実現

### —●税理士会モデル契約書と善管注意義務の範囲●—

税理士に対する損害賠償請求訴訟が多発し、その請求を認容する判決も相次いでいますが、次の判決は新たな問題を提起しました（平成7年4月28日京都地裁）。この訴訟は税理士・履行補助者・納税者の間で三つ巴となっていた裁判ですが、税理士の善管注意義務の部分に絞って紹介します。

◎原告Xは、A不動産会社の代表取締役であり、また個人としても不動産業を営む者です。被告Y税理士は昭和59年にA社と税務顧問委嘱契約を結んでおり、個人所得税については、必要に応じその都度個別に契約を締結することとなっていました。そして、Bを履行補助者として買換え特例を適用した原告X個人の昭和62年分、平成元年分の譲渡所得税の申告につき、指導助言義務違反・善管注意義務違反として損害賠償の請求を受けたものです。なお、被告Y税理士とA社間の委嘱契約書は、Yの所属税理士会のモデル契約書そのままであり、委嘱事案の処理に必要な資料は、委嘱者が一切取り揃えるものとし、これらの資料の不備に基因して生じる瑕疵は委嘱者の責任であると明記されています。原告Xは、被告Y税理士の適切な教示を受けられなかったために、過大な納税義務が生じたと主張していますが、これらの売却不動産は既に昭和56年に事業用資産の買換えの特例を受けていたにも拘らず、その書類を税理士Yの履行補助者Bに交付していなかったものです。

原告Xは「仮に、原告から過去の申告書類等の提示を受けなくても、疑問があれば課税庁に赴くなどして申告歴を調べるべき義務がある。」として善管注意義務違反を主張しました。

これに対し被告Y税理士は、依頼者から交付を受けた書類の範囲内で指導・助言をし税務申告をすれ

ば足り、それ以上に調査する必要はないと主張し、更に「課税庁は、納税者本人及び同人から委任された税理士に対して、過去の申告書を閲覧・提示することを、事実上、拒否しており、被告が課税庁に原告の過去の申告書の閲覧、謄写を求めなかったとしても職務上の怠慢はない。」と反論しています。

◎裁判所は、**所属税理士会のモデルどおりの契約書によれば、Y税理士には過失がないかのようであるが**、税理士法1条に照らし、税理士は依頼者からの事情聴取で生じた疑問点については、課税庁に出向いて、過年度の申告書類の閲覧を求め、閲覧を拒否されたならば、少なくとも、疑問点を特定して質問をし、回答を求めなければならないのであって、Y税理士が特に調査せず、確定申告したことには、**善管注意義務の違背がある**と判断を下し、原告側の資料不備により2割を過失相殺と認めたものの、被告Y税理士に2,552,149円の損害賠償を言い渡しました。

◎判決は原告側提出の証拠を採用し、納税者の過年度の申告書については、秘密事項などが書き込まれて税務職員の守秘義務に抵触するような場合を除き、税理士に閲覧を許していると認めています。適正な納税義務を実現するためにも、税理士の閲覧権を税理士法に明記することが望まれるところです。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)